

# 提出内容

受付番号	201503110000336297
提出日時	2015年03月11日14時28分

案件番号	620115013
案件名	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等について
所管府省・部局名等	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室
意見・情報受付開始日	2015年02月24日
意見・情報受付締切日	2015年03月11日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>・該当箇所 分野別事項 1.太陽光</p> <p>・意見内容 いわゆる「ダブル発電」(特に蓄電池に関して)の価格制度の継続可否について、来年度の調達価格算定委員会において再検討の議題にあげてほしい。</p> <p>・理由 「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」においては、いわゆる「ダブル発電」に関しての検討経緯を記しているが、 「なお、燃料電池やガスコジェネと蓄電池は別に扱うべきと考え、蓄電池については、充電された電気は再生可能エネルギー由来の電気であると推察されるため、押し上げ効果分も含め、太陽光発電単独の場合と同じ調達価格を適用することが妥当ではないか、という意見が出された。この点については、充電した電気は再生可能エネルギー由来の電気が大宗を占めることを示すデータが現時点では確認できなかったことから、データを収集した上で、再検討を行うこととした。」との記載がみられる。 その後の委員会において、この「データを収集した上で、再検討を行」った形跡が見当たらない。</p> <p>今般、再エネ接続可能量の議論のなかで、将来発生するであろう出力抑制に関連して明らかになったのは広域系統運用と蓄電池の重要性であった。 また、災害停電時に電気自動車の蓄電池を活用するアイデアが語られて久しいが、太陽光発電との併設は未だにダブル発電とみなされ買取価格が下げられるために、国策でもある電気自動車や蓄電池普及の足枷になっているとみられるため、再検討が必要である。</p>
------	---